

令和5年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京橋地域・・・・・・・・・・ 1 ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・ 9 ページ

月島地域・・・・・・・・・・ 12 ページ

質問町会	質問項目	担当部等
<p>銀座西一丁目町会 会長 塚本 和隆</p>	<p>フル電動自転車、電動キックボードについて</p> <p>【回答】</p> <p>本区では、令和3年10月から、電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験が行われていますが、路上パーキングや荷捌き駐車、歩行者が多いなどの地域特性があり、道路空間に新たな交通主体が加わることによる交通事故の増加などを懸念しております。</p> <p>昨年5月には、警察庁に対して、交通事故の危険性が高い道路空間には、通行禁止区域を設けるなど、地域特性に柔軟に対応ができる制度となるよう、要望書を提出いたしました。</p> <p>区では、本年7月の改正道路交通法施行前に、銀座の歩行者天国の入り口付近で、警察署や事業者等と連携して、電動キックボード、自転車に対するマナーアップキャンペーンを実施し、交通ルール・マナーの遵守を訴えてまいります。</p> <p>また、事業者に対して、自発的な交通安全対策の強化を働きかけるとともに、警視庁や警察署に対して、販売業者やシェアリングサービス事業者に対するさらなる交通安全指導と交通取締りの強化を要請してまいります。</p> <p>【回答】</p> <p>フル電動自転車は原動機付自転車に分類されることから、公道で走行させるには、当然に運転免許が必要であることと、自賠責保険に加入し、ナンバープレート、ウインカーなどを装着するなどの装備を備えることが必要となります。</p> <p>ご指摘のとおり、築地署の管内でも目にするのがあり、その都度、街頭における指導取締りを実施しているほか、動力を使って自走できる自転車は「原動機付自転車」となることを周知するための広報活動も実施しております。</p> <p>引き続き、フル電動自転車などの指導取締りを推進してまいります。</p> <p>次に、電動キックボードについてですが、ご承知のとおり、本年7月の道交法改正により、特定</p>	<p>環境土木部</p> <p>築地警察署</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座二丁目町会 会長 伊藤 明</p>	<p>小型原動機付自転車として新しい交通ルールが適用されることとなっており、6キロメートル毎時を超えることができないなどの一定の条件を満たすものは、普通自転車が通行可能な歩道を通行することができることとなります。</p> <p>これまでも電動キックボードに対する指導取締りや、レンタル事業者と連携した安全教室などを実施してまいりましたが、改正内容を踏まえた街頭キャンペーンや事業者と連携した安全教育などを引き続き行ってまいりますとともに、普通自転車を歩道通行可能とする交通規制を見直すなど電動キックボードの総合的な交通安全対策を推進してまいります。</p> <p>障害児通所支援施設（特に放課後等デイサービス事業所）の整備について</p> <p>【回答】</p> <p>区では、障害のあるお子さんの増加に伴い、放課後等デイサービスを利用するために必要な受給者証の発行件数も、近年増加傾向にあり、その需要は、ますます高まっていると認識しております。</p> <p>中央区まちづくり基本条例に基づく開発計画への反映事項につきましては、障害児通所支援施設は児童福祉法に基づく施設として、放課後等デイサービスも含まれております。しかしながら、整備にあたっては、東京都の指定基準として、3階以上の物件や地階物件、窓のない物件には設置できないなど、一定の制限があることに加えて、開発事業者や地域の方々の理解も不可欠となります。</p> <p>一方、区内の放課後等デイサービスにつきましては、令和4年度に9事業所から12事業所と増加しており、現行の仕組みの中で民間事業者が主体的参入している状況となっているものの、こうした区内参入の流れをさらに加速させていく必要があると考えております。</p> <p>そうしたことから、今般、策定した「中央区基本計画2023」の障害者福祉分野の主な取組として、その方向性を示したところでは、今後、区といたしましては、放課後等デイサービスに関する支援</p>	<p>福 祉 保 健 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座三丁目町会 会長 山野 純治</p>	<p>事業の充実を図るとともに、新たな施設の確保について、検討を進めてまいります。</p> <p>喫煙場所について</p> <p>【回答】</p> <p>屋外での喫煙対策を強化するため、令和2年7月1日に「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」を制定しました。</p> <p>同条例では、喫煙者や灰皿を設置する事業者が守るべきルールを定め、巡回パトロールによる喫煙ルールの遵守に向けた注意喚起を徹底するとともに、保健所職員をはじめ、区内警察署などと連携した合同啓発活動により「中央区たばこルール」を広く周知し、屋外での受動喫煙の防止に向けた取組を実施しております。</p> <p>また、外国人観光客などの来街者が増え、路上での喫煙や吸い殻のポイ捨てが区内で増加している状況を受け、巡回パトロールの効果的・効率的な巡回を行うとともに、指定喫煙場所への的確な誘導を行ってまいります。</p> <p>受動喫煙を防止するためには、分煙環境の確保が重要であると考えていることから、指定喫煙場所の整備を進めており、令和4年度末で45カ所確保したところです。</p> <p>引き続き、区による新設や民間事業者に対する設置・維持管理の費用の助成により指定喫煙場所の整備を推進することにより、分煙環境の確保を図ってまいります。</p> <p>数寄屋橋公園指定喫煙場所については、周辺施設等への煙の流出を防ぐため、密閉型の喫煙場所を設置しました。施設の安全管理上、供用時間を設けて運用していますが、令和5年4月1日から供用時間を1時間延長し、午前7時から午後10時30分まで供用しています。</p> <p>喫煙場所への案内につきましては、巡回パトロールによる徹底した案内・誘導を行うとともに、銀座観光案内所でも案内がしやすいよう、連携していきます。</p>	<p>中央区保健所</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座六丁目町会 会長 植松 伸一</p>	<p>より一層積極的に委員会の活動を支援していく所存であります。</p> <p>ご質問のございました泰明小学校の防災拠点委員会におきましても同様の取組を予定しており、銀座地域の皆さまのご意見を伺いながら、訓練の実施等について調整を図っていく考えであります。</p> <p>また、今年度の銀座震災訓練につきましては、現在、銀座震災対策委員会において開催の可否を検討しているところであると伺っております。</p> <p>高圧洗浄機購入の補助について</p> <p>【回答】</p> <p>本区では、平成17年7月から、毎月10日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っており、皆さまにご協力いただいています。まちかどクリーンデーをはじめとする清掃活動は、ごみのない清潔な地域環境づくりを目的に、町会・自治会、事業所などが自主的に行う活動としてお願いしており、ほうきやちりとりなど清掃用具の用意やごみの処理は各自で行っていただいているところです。</p> <p>このため、高圧洗浄機の購入に対する補助を行うことは難しいと考えておりますが、清掃活動を行う中で、歩道上の汚れなど気になる点があるときはご相談ください。</p> <p>今後も、「世界に誇る美しいまち」の形成のため、区民や来街者に対し、まちの美化への取組を促進してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>
<p>銀座七丁目町会 会長 澁谷 昌也</p>	<p>駐輪違反について</p> <p>【回答】</p> <p>区では「中央区自転車放置防止に関する条例」に基づき道路上の放置自転車に対して注意札と警告札を貼付し、放置自転車を撤去しておりますが、なかなか減らない現状です。そのため、昨年からは、注意札と合わせて周辺の駐輪場の情報を記載した案内を貼付し、放置駐輪の禁止や駐輪場の利用を促すようにしております。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座八丁目町会 会長 廣島 貞夫</p>	<p>さらに、自転車が多く放置してある場所などについては、看板等を設置し、物理的に自転車を放置できないようにするとともに、注意喚起を行っているところです。</p> <p>今後も、区職員やパトロール業務を委託している受託者において、指導を強化するなど、放置自転車対策を進めてまいります。</p> <p>また、放置自転車対策として、駐輪場の整備が必要なことも十分に認識しており、広幅員の歩道上での駐輪場整備について、関係機関と協議を行うなど、駐輪場の整備に向けた働きかけを行うとともに、開発等の機会を捉え事業者に駐輪場整備を要請するなど、今後も積極的に取り組んでまいります。</p> <p>ねずみ防除補助金について</p> <p>【回答】</p> <p>区では、衛生的で住みよい環境をつくるため、通年で道路の植込み等の巣穴への毒餌の投入を行うとともに、11月から3月にかけて下水道ますに補そ器を設置し、ねずみ駆除作業を行っております。区が直接的に実施できるねずみ対策は公有地に限られることから、民有地については、それぞれの土地建物の管理者において適切に対策を講じていただくため、相談会や講習会などねずみ防除に関する普及啓発を図ってまいりました。</p> <p>こうした取組に加え、築地市場の移転や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、本区をさらに清潔で快適なまちとしていくため、地域が一体となって広域的に取り組むねずみ対策への補助を行うこととしました。この補助事業は、令和元(2019)年度から3年間の予定で、各団体1回に限り補助する制度として事業化しており、コロナ禍により2年延長し、今年度が最終年度となっております。</p> <p>そうしたことから、ねずみの生息状況などの生活環境、地域の皆さまの取組内容や自己負担、区による補助の必要性や財政負担などを勘案しながら、対策を実施した翌年以降の継続的なねずみ対</p>	<p>中央区保健所</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座八丁目東町会 会長 竹本 幸男</p>	<p>策への補助を含め、補助事業のあり方について検討してまいりたいと存じます。</p> <p>銀座地区の歩道における自転車の走行について</p> <p>【回答】</p> <p>銀座通りなどの一部の道路においては、既に自転車が歩道を走行することが出来ない「歩行者専用」の交通規制となっているほか、道路上に自転車の走行位置を示す「自転車ナビマーク」を設置するなど、自転車の車道通行を定着させるための取組を推進しております。</p> <p>このほか、「車道が原則、左側を通行」などを内容とする「自転車安全利用五則」を使った広報啓発や、街頭における自転車の安全利用キャンペーンを実施しているところです。</p> <p>引き続き、中央区と連携した自転車の通行空間整備や、交通規制見直しの検討を続けるとともに、危険な歩道走行をする自転車への指導取締りなど、総合的な自転車の交通安全対策を推進してまいります。</p>	<p>築地警察署</p>
<p>湊二丁目町会 会長 内山 英隆</p>	<p>町会コミュニケーションツールについて</p> <p>【回答】</p> <p>町会・自治会と区とのコミュニケーションの効率をあげるために、オンラインの活用は有効であると考えております。そのため、ご要望に応じて、Eメール等でのご連絡や資料送付を行っているほか、オンライン会議等も対応可能です。</p> <p>また、町会間の連携を深めることにより、本区の地域コミュニティの活性化を図ることも重要であると考えております。そのため、令和4年度より、SNS等の開設支援を行っており、今後も継続することにより、町会・自治会が積極的に情報を発信できるよう支援するとともに、相互の連携強化にもつなげていきたいと考えております。</p>	<p>区 民 部</p>
<p>築地浜離宮地区自治会 会長 関口 敏幸</p>	<p>(1) 築地市場跡地の再開発について</p> <p>【回答】</p> <p>築地市場跡地開発においては、本区はこれまで</p>	<p>都市活性プロジェクト推進室</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>も、東京都に対して、地元の意見も踏まえた要望を伝えてまいりました。令和3年10月には「中央区築地まちづくりの考え方」を公表し、東京をけん引する広域的な交通結節機能の整備、築地場外市場と築地市場跡地開発との連携、周辺地域との調和のとれたまちづくりなど、区としての考え方を示してきたところでございます。</p> <p>令和6年3月頃に築地市場跡地の事業予定者が決定されることから、令和5年度では、まちづくり協議会をはじめとしたさまざまな機会を通じて地元の意見・要望等を取りまとめてまいります。事業予定者の決定後においては、この意見・要望等をもとに、まちづくり協議会や中央区まちづくり基本条例等を通じて、事業予定者と協議を進めてまいります。</p> <p>また、築地市場跡地の開発に関する状況についても、速やかに情報共有が図られるよう、都や事業予定者等の関係者と調整してまいります。</p> <p>(2) 重要な都市基盤整備事業の地元住民への説明について</p> <p>【回答】</p> <p>首都高日本橋区間地下化事業をはじめとする都市基盤整備事業では、都市計画や環境アセスメントの手續、工事着工など事業主体者がそれぞれのタイミングにおいて説明を行っており、区では、その都度、丁寧な説明を行うよう働きかけているところです。</p> <p>こうした中、都市基盤整備や再開発事業など複数の工事が連続的かつ長期的に行われる場合は、関係者間の情報を集約した上で発信することが重要と認識しており、今後とも地元の方々をはじめ、区や複数の関係者との情報を共有する場の設置など、区民の皆さまにわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	<p>都市活性プロジェクト推進室</p>

質問町会	質問項目	担当部等
<p>室町一丁目会 会長 清水 勇</p>	<p>大江戸まつり盆おどり大会について</p> <p>【回答】</p> <p>昨年度3年ぶりに開催した大江戸まつり盆おどり大会には、2日間で延べ6万7千人もの方にご来場いただき、長引くコロナ禍にあって、あらためて地域イベントの開催や人と人とのつながりが熱望されていたことを実感いたしました。一方で、縁日やチケット売場では長蛇の列が発生し、会場内が非常に混雑したことは、今年8月に開催する第33回大会に向けての大きな課題です。</p> <p>対応策の詳細については、今後の実行委員会において協議・決定されるところですが、チケット売場の増設や会場警備員を増員するとともに、今後予定されている日本橋中学校改築に伴う仮校舎建設を見据え会場レイアウトを工夫するなど、来場される皆さまにご不便をおかけすることなく、かつ、安心して夏のひと時を楽しんでいただける大会を開催したいと考えております。</p>	<p>区民部</p>
<p>本町一丁目町会 会長 高橋 一祐</p>	<p>日本橋区民センターの改修について</p> <p>【回答】</p> <p>日本橋特別出張所等複合施設は、竣工後24年が経過し、建物各部や設備の老朽化等による不具合が発生していることから、安全・安心な施設利用を図るため、大規模改修を実施します。また、3階にあった「茶房にほんばし」や2階の日本橋道路事務所など、一部空きスペースが生じていることを踏まえ、人口増による来所者の増加や各施設の利用者ニーズに対応するため、改修を機に施設配置を見直すとともに、必要な機能改善を行います。</p> <p>まず、劣化改修として、壁・床・天井などの内装、ホールの舞台機構や客席を一新します。また、空調や電気系統、防災・防犯にかかる設備を更新いたします。設備更新に当たっては、照明の全館LED化と熱効率のよい空調機器を採用することにより、使用電力を抑制します。</p> <p>機能改善としては、まず、特別出張所の窓口カ</p>	<p>区民部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>日本橋六の部連合町会 会長 清水 貞男</p>	<p>ウンターを事務室側に下げ、待合フロアの面積を約1.7倍に拡大して、ゆったりとしたスペースを確保します。</p> <p>次に、1階の自動交付機があった部屋を授乳室に改装します。年末年始を除き、毎日8時から21時まで利用可能となる予定です。</p> <p>現在の一時預かり保育室は、出張所の会議室を兼ねる「多用途室」に改装します。高齢者通いの場や認知症カフェ、粋トレ講座など地域福祉の場としても活用していただくことを想定しております。</p> <p>そして、一時預かり保育室は、2階の日本橋道路事務所跡スペースに移設し、面積を約2倍に拡大して利用定員を増やす予定です。</p> <p>また、1階の公会堂の受付を3階の「茶房にほんばし」跡スペースに移設し、カウンターを広げるとともに、対応するスペースも増やし、利便性の向上を図ります。</p> <p>さらに、公会堂ホールでは、利用者から楽屋が不足しているとの声が寄せられていますので、楽屋を増設するとともに、一部楽屋の面積を拡大します。</p> <p>工事中は、ホールや集会室の休止、特別出張所の一時移転などご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>再開発事業等における周辺地域を含めた道路整備について</p> <p>【回答】</p> <p>大規模な再開発事業では、インフラ設備の撤去・新設に加え、長期間にわたり道路に影響を及ぼす工事が発生することから、再開発事業者に対し、電気、上下水道、ガスなどのインフラ企業者と定期的に工事調整を行い、計画的かつ合理的に工事をするよう指導しております。また最終的な道路の復旧につきましては、再開発事業者が竣功時期にあわせて快適性や景観性に配慮した道路の整備を行う予定のため、一時的なアスファルトによる仮復旧の状態になっております。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>さくら通り、八重洲仲通りをはじめ、再開発事業施工中の周辺道路については、区や事業者による定期的な道路点検を行うとともに、通行に支障となるような箇所については迅速に補修するよう指示し、さらなる歩行者等の安全確保に努めるよう指導してまいります。</p>	

質問町会	質問項目	担当部等
<p>月島二之部町会 会長 宮田 和夫</p>	<p>歩道上の自転車走行について</p> <p>【回答】</p> <p>自転車は、道路交通法で軽車両に位置づけられており、原則として車道を通行するよう定められておりますが、自転車の通行が認められている歩道、子どもや高齢者、身体の不自由な方が運転する場合は、歩道を通行することができます。自転車が歩道を通行する場合は、歩行者優先で、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。</p> <p>区では、自転車利用者へのルールやマナーの周知について、ホームページや広報紙で周知を行うとともに、警察署と連携し、交通安全運動や毎月の交通安全日などの機会を捉え交通ルールを守り、安全運転を心掛けるよう呼び掛けております。加えて、注意喚起の看板や車道上への自転車ナビマーク・ナビラインの設置を行ってまいりました。</p> <p>引き続き、警察署と連携し、交通安全キャンペーンなどさまざまな機会を通じて「自転車は車道が原則、歩道は例外」などの自転車安全利用五則や自転車に子どもを乗せるときのルールの周知徹底を図ってまいります。あわせて、安全で安心して通行できる道路空間の整備を推進していきます。</p> <p>【回答】</p> <p>朝潮橋は、原則車道を通行しなければなりませんが、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体障害者は歩道を通行することができます。</p> <p>また、道路が狭隘で車道を走行することが危険な場合など、道路の状況でやむを得ない場合は歩道を通行することができます。</p> <p>歩道を通行する場合は、歩行者に注意して、歩道の車道寄りを徐行することになっております。</p> <p>2人乗りについては、6歳以上の者を後部座席に乗せて運転することはできません。</p> <p>16歳以上の者が6歳未満の者を乗せることは認められています。</p> <p>幼児同乗の3人乗りについては、原則として禁</p>	<p>環境土木部</p> <p>月島警察署</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>豊海町会 会長 宮森 孝一</p>	<p>止ですが、転倒しにくい、強度なブレーキ性能がある等、一定の要件を満たす自転車であれば認められています。</p> <p>朝潮橋におきまして、通行する自転車を停止させ、交通ルールの周知徹底を図る等、自転車に対する指導警告、広報啓発活動に努めます。</p> <p>清澄通り沿い（月島橋—豊海町）への公衆トイレの設置について</p> <p>【回答】</p> <p>新島橋際の公衆トイレ（勝どき六丁目1番）は、新島橋の架替工事に伴い、道路の拡幅部分にあたることから、平成24年7月に撤去をいたしました。その際にも、代替の公衆トイレを検討いたしましたが、用地の確保が困難などの理由から、設置を見送った経緯があります。</p> <p>区では、公衆トイレ設置の基準を、半径400から500メートルに1カ所程度を目安としており、現状におきましても、この基準を満たしている状況ではありますが、勝どき四丁目地内の公衆トイレは、勝どき東地区の再開発事業のため一時的に休止しておりました。この公衆トイレは、今年の夏頃に、新しくオープンする予定となっており、従来の簡易トイレから、バリアフリー対応の公衆トイレとなりますので、地域の皆さまにご利用いただきたいと存じます。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>
<p>コーシャタワー佃自治会 会長 生田目 裕</p>	<p>リバーシティ21地区のまちづくりの推進について</p> <p>【回答】</p> <p>大規模工場跡地の土地利用転換を図って昭和61年より開始した大川端リバーシティ21地区の開発事業につきましては、区は良好で活力に満ちた住環境にするための公共・公益施設の整備と合わせて、官民のディベロッパーと連携しながら土地の高度利用・複合用途の土地利用を計画し、4千戸弱の住宅供給を中心に、店舗等の生活利便施設やオフィスの整備を行い、平成22年の〇棟の竣工をもちまして整備が完了しております。この取組</p>	<p>都 市 整 備 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>は、その後の東京のウォーターフロント開発の先駆けとなり、新たな臨海部の街並みを創り出し続けているところでは、</p> <p>リバーシティ21の完成後の建物や屋外施設の維持管理につきましては、各々の所有者、管理主体により適切に実施され、適宜修繕が行われて、一定の都市環境が保たれているものと認識しております。</p> <p>佃地区まちづくり協議会につきましては、平成30年2月に、佃二・三丁目に指定している地区計画を良質な都心生活地としての複合市街地を目指すための改定を行うために会議を開催したところでもあります。今後も地域や社会状況の変化などにより、まちの発展に影響を与えるような課題によって施策や事業が必要になった際には、適宜会議を開催し、協議をさせていただきたいと考えております。</p> <p>【回答】</p> <p>大川端・リバーシティ21開発事業では、高層住宅や隅田川スーパー堤防、道路などの公共施設とともに、石川島公園や佃公園が整備されました。</p> <p>区におきましても、公園に求められる機能の一つである子どもの遊び場の確保は、重要と考えておりますが、ご指摘の石川島公園は、スーパー堤防と一体的に整備された水辺の公園であり、その構造上、法面や河川親水テラス部分が多く、遊具などの施設の設置場所が限られた構造となっております。</p> <p>そのため、隅田川テラスで連続する佃公園や佃三丁目公園など、施設が設置可能な場所に遊具を整備し、機能確保に努めているところです。</p> <p>石川島公園は、整備から30年以上が経過している状況であり、人口増加に伴う子供たちの利用も増えていることから、将来、段階的に改修していく際には、子ども向けの機能をはじめ、時代に応じて、さまざまなニーズに対応した機能についても検討してまいります。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
DEUX TOURS自治会 会長 柳田 麻衣	行政懇談会の開催日時について 【回答】 行政懇談会は、京橋、日本橋、月島の各地域で町会長・自治会長にご出席いただき、区の主要事業を説明するとともに、地域に関する意見や要望を直接お聞きするために開催しています。 平日午後の開催のため、お勤めの方には休暇を取得していただくなどご苦勞をおかけしていますが、一方で店舗経営やご家庭の都合等で、平日午後が参加しやすいという方も多くおられます。 すべての方が参加しやすい時間帯を設定することは難しいため、ご欠席の方には、行政懇談会での配付資料および当日の回答要旨を後日お渡ししております。	区 民 部
晴海テラス自治会 会長 松谷 稔	(1) 地域手づくりイベント推進助成について 【回答】 地域手づくりイベント推進助成の実績報告書は、助成金の精算にあたり区へ提出いただくものであるため、他町会・自治会に対して公開はしていません。 イベントを企画する際に参考となる事例や全体的な開催実績については、地域振興課や両特別出張所の窓口のほか、コミュニティ連絡相談員からも情報提供させていただきますので、お気軽にご相談ください。 また、毎年3月に送付している利用手引きに、前年度実績を加えるなどの改善を図ります。 (2) 地域ねずみ駆除・防除等促進事業補助について 【回答】 はじめに、この補助事業によるねずみの生息数の減少についてです。 ねずみの生息数につきましては、正確に把握することが困難ですが、区の駆除作業による補そ数は、平成30(2018)年度には298匹でありましたが、令和元(2019)年度には154匹、令和2(2020)年度には93匹、令和3(2021)年度には80匹、令和4	区 民 部 中央区保健所

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>(2022)年度には54匹と着実に減少しております。</p> <p>また、この補助事業を活用してねずみ対策を行った銀座や日本橋の連合町会の皆さまからは、「対策実施前に行っていた夜回りでは、ねずみを見ない日はなかったが、対策実施後には全く見なくなった」と対策の大きな効果を感じている旨伺っております。</p> <p>次に、補助対象についてです。</p> <p>ねずみ対策は、生ゴミの管理のほか、身を隠したり巣材となり得るゴミ等の整理整頓、駆除作業などについて、住民、店舗、事業所それぞれが意識を高め、地域が一体となって広域的に取り組むことが効果的であると考えており、地域コミュニティ団体を補助対象としております。</p> <p>今後も、町会、自治会、商店街等の地域団体が実施するねずみ対策への支援とともに、区による公共空間での駆除作業、ねずみ防除に関する普及啓発などに取り組み、衛生的で良好な環境の維持向上に努めてまいります。</p> <p>(3) 人道橋における自転車の走行及び建設中の人道橋について</p> <p>【回答】</p> <p>朝潮小橋の自転車走行については、令和4年9月の秋の交通安全運動期間中および令和5年4月に、月島警察署と合同で、自転車に乗車したままの走行は禁止である旨の指導、警告活動を行いました。</p> <p>今後も、警察署と連携し、交通安全運動等のキャンペーンを活用して、自転車のルール・マナーの周知徹底に努めてまいります。</p> <p>また、建設中の人道橋については、「自転車は降りて通行する」旨の注意看板を入口付近に設置するなど注意喚起を行うとともに、ルールを守らない自転車が見受けられる場合は、警察署と連携して、街頭キャンペーンを実施し、交通ルール・マナーの周知徹底を図ってまいります。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>【回答】 朝潮小橋は自転車の通行が禁止されています。 歩行者の安全確保のため、運行する自転車を停止させ、交通ルールの周知徹底を図る等、自転車に対する指導警告、広報啓発活動に努めます。</p> <p>(4) 区長のTwitterアカウントの開設について</p> <p>【回答】 ツイッターをはじめとするSNSは、即時性、拡散機能などの特性があり、平常時の情報発信のほか、災害時には避難所情報などを迅速に提供することが可能です。こうした特性を踏まえ、区では現在、区民サービスやイベント、災害・気象情報など、さまざまな情報を発信する媒体の一つとしてSNSを活用しています。</p> <p>区ホームページの「区長室」においては、区の事業や行事などについて区長自らのコメントを「区長動画メッセージ」等として発信するとともに、区の公式SNSでもその情報をお知らせしています。</p> <p>一般的に自治体の長が個人としてSNSで情報を発信することは、住民の行政への関心を高める効果が期待できる一方で、その発信が個人ではなく自治体としての発信と捉えられてしまうおそれや、行政が発信する情報との表現の相違から誤解が生じることなどの課題も指摘されています。</p> <p>こうしたことから、区として区長のツイッターアカウントの運用は予定しておりません。</p>	<p>月 島 警 察 署</p> <p>企 画 部</p>